



平成 28 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 秀 典
(コード番号 8008 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務担当
西 村 政 彦
(TEL. 03-5719-3429)

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 19 日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）に対し、報酬としてストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 28 年 5 月 19 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、当社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、当該報酬等の額及び具体的内容は当社における取締役の業務執行の状況・貢献度を基準として定めたものであります。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相応なものと考えております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次

の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 50,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

500 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりの公正価額に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割若しくは株式併合を行う場合、若しくは時価を下回る価額で新株式の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、又は当社が合併、会社分割若しくは株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合、当社は、必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 5 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上